

令和2年6月 農業委員会総会

1. 開会日時
閉会日時

令和2年6月25日(月) 9時00分
令和2年6月25日(月) 10時10分

2. 場 所

川棚町中央公民館 1階 講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番
4番 5番 7番
8番 9番 10番
11番 12番 13番

(欠席 6番)
(遅刻 なし)
(早退 なし)

4. 最適化推進委員

14番 15番 17番
18番 19番

5. 議事録署名人

3番 8番

6. 付議事件

第8号 農地法第3条に規定する許可申請について
第9号 農用地利用集積計画の決定について

7. 報告事項

- ・農地の合意解約について
- ・農地改良届けについて
- ・行事報告について

8. その他

- ・次期農業委員及び最適化推進委員について

令和2年6月 農業委員会総会

事務局長

ただいまから、令和2年度6月の農業委員会を開催します。

(総会成立要件)
(過半数以上の出席)

「本日は ○○委員が欠席です。委員13名中12名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。

また本日は農地利用最適化推進員の皆様にも参加していただいています。

コロナ感染防止対策は異動自粛も解除になりようやく各地も賑わいを取り戻そうとしています。まだまだ、予断を許さない状況かと思いますが、会議については従来のスタイルに戻し、換気に十分配慮した、感染対策に対応したスタイルで実施したいと思えます。皆様のご協力お願いいたします。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、6月の行事及び7月の予定についてご報告いたします。(各報告)」 「次回現地調査日を7月20日、新委員による最初の委員会総会になりますが7月20日11時から新農業委員の辞令交付式、そのあと臨時総会を開催したいと思えます。委員改選後の最初の総会の招集は町長が行う事になります。20日の臨時総会では会長・職務代理者の選任、農地利用最適化推進委員の承認を議題としていきます。再度7月の総会として、27日に通常議案の審議と研修会を行いたいと思えますのでご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

(異議なし)

<p>会長</p>	<p>「それでは次回の現地調査の日程を7月20日、総会開催日を7月20日に臨時総会。7月27日に定時総会の予定としたいと思います。」</p> <p>「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくをお願いします。」</p> <p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員をお願いいたします。」</p> <p>「それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による3条1番、2番、3番、の許可申請について審議を行います。事務局から1番から3番まで一括して説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました、議案第8号、農地法3条の許可申請については、それぞれ質疑を受けた後に3条1番から順に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「それでは、「これより議案第8号 3条1番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
<p>委員</p>	<p>「4番、〇〇です。木場の〇〇さんは、数年前より〇〇さんに耕作をしてもらっておりました。今回、契約をきちんとして耕作をするように勧めました。〇〇さんは、その他の農地もきちんとされておりまして何ら問題は無いと思います。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「他に質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第8号、農地法第3条1番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>

<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第8号 農地法第3条1番の許可申請については許可することに決定します。」</p>
	<p>「それでは、つづいて議案第8号 3条2番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第8号、農地法第3条2番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第8号 農地法第3条2番の許可申請については許可することに決定します。」</p>
	<p>「それでは、つづいて議案第8号 3条3番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
<p>委員</p>	<p>「14番、〇〇です。3番についてご説明をします。 譲渡人の兄が〇〇〇市から来ないので、弟の〇〇君が管理等をしておりました。これからは野菜を作ると言う事で、本人もがんばると言う事なのでこれで良いと思います。」</p>
<p>会長</p>	<p>「他に何かありませんか。質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第8号、農地法第3条3番について許可することにご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第8号 農地法第3条3番の許可申請については許可することに決定します。」</p>
	<p>「それでは、続きまして、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局から議案の説明をお願いします。</p>

会長	す。」
事務局	議案説明 「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第9号 農用地利用集積計画の決定について、質疑を受けたいと思います。」 「質疑等ございませんか。」
委員	「10番、〇〇です。所在地は〇〇〇のどこ辺りになりますか。」
事務局	「〇〇の茶園集落の一番高い土地の所に〇〇〇〇〇〇の大きなタンクがありますが、それを挟んで両隣の土地が農地では無いのに数年前より茶園として耕作されておりました。今回、コロナ関係の国の茶園に関する補助金を受けるために申請をされたので、樹園地として、地目を農業委員会の農地台帳に変更いたしました。」
委員	「了解しました。あそこは元々山だった所です。」
事務局	「元々、今まで山で、農地としては見落としていた場所でしたので、今回、畑として台帳に変更をして茶畑として活用して頂いております。」
委員	「了解いたしました。」
会長	「他にございませんか。」
委員	「18番、〇〇です。お茶を6kgとされていますが、お金に換算するといくらぐらいになるのですか。」
会長	「1kg、1万円としても6万円になりますが。」

事務局	<p>「申請のなされた所は、山から開墾して茶畑にした所など、おのおので状況が違います。何を基準に賃借料を取り決めているのかとご質問ですが、今までの状況と手間を含め、取り決めたものです。」</p>
委員	<p>「わかりました。」</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第9号、農用地利用集積計画の決定について許可することにご異議ございませんか。」</p>
全委員	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>「異議なしと認めます。よって議案第9号 農用地利用集積計画については許可することに決定します。」 「以上ですべての議案の審議を終了しました。」 「続いて、協議事項・報告事項に移ります。事務局よりお願いします。」</p>
事務局	<p>報告事項 @農地の合意解約について @農地改良届けについて</p> <p>協議事項 ・次期農業委員及び最適化推進委員について</p>
事務局	<p>7月27日総会後の懇親会の開催 町長の参加について</p>
会長	<p>「以上をもちまして令和2年6月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p>会 長</p> <p>議事録署名人</p> <p>議事録署名人</p>